

P T A 等共済法だより

第52号
2017/5/30発行
(原則毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課P T A等共済室
(編集：吉谷 正)

■ 個人情報保護法が5月30日に完全施行されました！



改正個人情報保護法が5月30日に完全施行されました。新しく施行された改正個人情報保護法では、個人情報の定義の見直し等がされた他、5000人以下の個人情報を扱う事業者（小規模個人情報取扱事業者）にも対象が拡大され、法人格の有無や営利非営利を問わず、法の適用を受けることになりました。町内会や自治会、単位P T Aや子ども会等も法の趣旨をよく理解して適切な対応が求められることとなります。共済事業としては、従来通り適正な取扱と管理が求められます。当室では、共済事業における個人情報保護法への対応方法や個人情報保護法のポイント解説も行っております。団体内部での研修にいかがでしょうか。

■ 共済法と関連する法律やその主な規定（第2回 保険業法 /全12回） New!

保険業法は、保険事業にかかる監督規制や保険会社の組織・運営の基準などについて規定している法律です。いわゆる「業法」「監督法」とも言われ、その目的は、保険契約者や被保険者の保護であり、その目的を達成する手段として保険会社の組織や運営を規制しています。昭和14年に制定された保険業法を平成7年に全部改正し成立しました。

保険業法は、保険事業における変化に応じて時々改正されるため注意が必要です。最近の改正としては、保険商品の複雑化、販売形態の多様化や「保険の窓口」や「保険見直し本舗」等乗合代理店の出現、保険会社の経営環境が大きく変化、「保険募集の形態の多様化が進んでいる状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずる必要がある」との理由で、平成26年に改正され、平成28年5月29日に施行されました。

ところで、P T A・青少年教育団体共済法ができた背景には、平成17年の保険業法の改正がありました。特別な法律上の根拠なく任意団体等で保険類似事業（いわゆる「無認可共済」）を行うものが急増している状況等を踏まえ、保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても規制の対象となる「保険業」に含めることとなりました。（引用：「改訂版最新保険業法の解説」安居孝啓著）また、この時の改正では、「少額短期保険業者」の制度が導入されました。

この改正に伴い、これまで全国の都道府県のP T Aや互助会、子ども会やボーイスカウトのような青少年教育団体が実施していた活動中等の病気や怪我に対する見舞金給付事業も制限を受ける結果となりました。この改正によって、多くの団体は、民間の保険を利用する保険事業に移行したほか、保険業法の適用を受けない形態（会費を徴収せずに給付のみを行う形態や、10万円以内の慶弔見舞金の範囲内での給付）での事業になりました。しかしながら、民間保険では保険料が高かったり給付範囲も制限される等もあったため、保険業法改正以前のように事業ができるようにしてほしいとの要望が寄せられました。

はじめは、保険業法の対象除外にとの要望もありましたが、最終的には別途P T A等共済法ができました。

保険業法には、保険契約者等の保護の観点から、保険募集の公正を確保するため、保険契約の締結や保険募集に際しても保険会社等や保険募集をする者が顧客等に対して一定の行為をすること又はしないことが禁止されており、違反した場合は罰則も設けられています。なお、P T A等共済法第8条、規則第12条においても禁止事項の規定があります。認可も受けずに保険や共済を実施すると保険業法違反となります。



■ FAQ Q： 今度の定時社員総会において、役員の入替えがあります。共済事業で必要な対応を教えてください。

A： 理事、監事又は評議員の就任や退任があったときは、規則第39条第1項第3号に基づき行政庁へ届け出る必要があります。

①理由書、②登記事項証明書、③理事の履歴書、④役割分担（担当する業務、コンプライアンス、リスク管理、事務責任者等の分担等）が明記された役員名簿、⑤理事を選任した社員総会や評議員会の議事録等が添付する書類となっております。理事や監事の変更は、登記も必要になると思われます。登記が完了したら新しい②を添えて、遅滞なく手続きをする必要があります。

なお、履歴書については、共済事業の認可申請の時にも出していただいておりますが、変更した場合（新たに就任した場合）も必要になります。社会的信用のある者であることを確認したり、一般法人法上の役員の前格事由にあたらぬことを示していただくために必要なものです。なお、以前の研修会でご紹介しましたが、平成27年の商業登記規則等の改正に伴い、登記の際の本人確認が厳格になっています。役員の前格事由やその後の登記申請において、本人確認のための住民票等を出してもらおうケースもあります。

■ おしらせ

- 
- ・平成29年度に役員向け研修会を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談下さい。共済法や共済事業に全般に関する内容の他、共済規程の説明、諸課題の支援、5/30に完全施行された改正個人情報保護法の事業者へ課せられた義務の逐条解説、共済事業における個人情報管理についても説明いたします。
 - ・業務報告書の提出は6月末までです。理事や監事等の就任や退任があった場合は、届出が必要になります。
 - ・担当者の御連絡及び共済事業の認可申請の意向調査に御協力いただきありがとうございました。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。
「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。 <次号の発行予定：6月30日>

（おことわり）本誌は、共済団体－教育委員会－文科省間の情報共有ツールとして発行しているものです。それ以外の目的での転用・引用・転載・複製・Web上へのアップロードを一切禁止いたします。 お問い合わせについても関係者のみ対応させていただきます。

■ 共済団体の紹介～Renewal!

一般社団法人茨城県PTA安全互助会（共済事業開始：平成27年4月）

共済事業3年目、まだまだ「ひよっこ」（毎朝見てますか？）の茨城の事務局です。水戸市の北部、鮎（日本一の漁獲量）の遡上で有名な那珂川を見下ろす高台、講道館（日本遺産：日本最大の藩校）に隣接し、映画やドラマのロケにもよく使われている旧県庁三の丸庁舎内に事務局があります。

現在、会員数は20万人を超え、97%以上の加入率となっています。今年度は会員向けのパンフレットや単P（学校）向けの「利用の手引き」を見直し、共済金の請求手続きや支払い条件等に関して周知をするとともに県教委や地教委へも配付することで広く共済事業の理解を図っています。

安全普及啓発活動の取り組みは、健康・安全教育支援事業とDVD貸出事業の二本立てですが、事業に関しての周知についてはさらなる工夫が必要です。

今年度は理事長はじめ多くの理事が入れ替わるため、共済法や共済事業に関する研修を予定しています。そのような中、文科省の研修会には大変助けられています。

事務局も業務に追われる毎日ですが、二人で微力ながら頑張っているところです。茨城へお越しの際はぜひお立ち寄りください。（事務局長 佐藤達）



綿引さん、張替理事長、佐藤局長

一般社団法人三重県PTA安全互助会（共済事業開始：平成29年4月）

平成29年4月1日より、一般社団法人としての運営が開始しました。これまでの安全互助会と異なり、4月からの開始までに共済契約申込書の提出や共済契約確定人数の報告書の提出などの事務手続きが、県下の全幼稚園・小中学校へ周知されずに、各園・校への連絡に追われる日が続きましたが、ようやく事務手続きも完了しました。やはり初年度の生みの苦しみを少し味わいましたが、今後は軌道に乗り、会員への安全安心な制度の提供ができるものと考えています。

今年度の普及啓発事業の目玉として、8月4日に三重県教育委員会との共催で、スマイルリーダー養成講座を開催します。「みえの親スマイルワーク」等の保護者の気づきを促し、つながり合うことのできるワークショップをするときのファシリテーターとして必要となる知識、技能等を習得できるような講義と演習が事業の内容です。多くの会員の参加を期待しています。また、事業を進めるにあたり、傷病に対する定期的な審査会の開催や団体の監査の在り方の検証など、コンプライアンス委員会の定期的な開催を計画しています。本県の安全互助会の運営が、県下に幅広く周知され、活動できるように県小中学校長会・県医師会からも理事や委員として参加をいただいています。

左から 池山さん、沼口副理事長、河野さん、石川専務理事

今、動き出したばかりですが、今後ますます発展できるよう事務局としても頑張ってみようと思っています。（事務局長 兼 専務理事 石川幸弘）



公益社団法人全国子ども会連合会定時社員総会で挨拶する西井課長

PTA等共済室

- 5月26日（金）日本PTA全国協議会第6回広報に関する研究会（渡辺室長、吉谷）
- 5月30日（火）全国子ども会連合会定時総会・オリセン（西井課長、吉谷）
- 5月30日（水）神奈川県PTA協議会安全互助会第12回法人化・共済事業準備委員会・横浜市（吉谷）

■平成28年第2回PTA等共済法研修会開催のお申込みありがとうございました。

6/1(木)の自治体向け研修には、16自治体から20名の参加をいただきました。4月の異動に伴い、全体の約7割が新任の方というなか、PTA等共済法や指導監督の基礎的な事項を中心に説明させていただきました。6/2(金)の団体向け研修には、26団体から58名の参加をいただきました。こちらも新しく理事長や会長、事務局長になられた方が2割近くを占めました。

この研修会は、毎年6月と2月の年2回開催しているものです。当初は、自治体向けの研修会として指導監督の支援として、2回目からは、団体向け研修会も実施するようになりました。その年度の自治体や団体の異動状況に応じて、法律や共済規程を学ぶ基礎講座を実施しています。内容については、認可もひと段落したことから、認可後の指導監督や適正に運営を中心となっていますが、法令改正等状況の変化に応じた内容を企画していますので、できる限り継続して参加していただけることを願っております。また、座学だけでなく、演習や事例発表やグループ討議を入れるようにしています。研修資料も時々ご意見を頂くこともありますが、メモを取らなくても済むように、後でテキストとして使っていただけるようになるべく詳しく書くようにしています。次号では、研修の内容についてもう少し詳しく紹介いたします。



6/1自治体担当者向け研修

■ 編集後記 ラーメン屋で隣に座っていた大学生が就職したての男子が2人、仕事する目的とかを難しく語っていた。隣で私は、働くという事は、そんなに難しい事かなと思いイライラしていました。最近の若い人達（笑）は、終身雇用が基本で育ってきた世代と違って、最後まで同じ会社に勤めようとは思わないらしい。合わなかったら辞め、転職するのが普通なようである。人生の目標や働く目的をはじめから考える事を否定はしないが、新入社員とはスキルもなく戦力外であり、理想が高いほど現実とのギャップに苦しむのではないかな。合う合わないは、働いてみないとわからないし、はじめから理想には辿り着けるものではない。多くの場合、若いうちのそれはかなり漠然としたものではないかな。方向性だけは間違わず、とりあえず目の前のことをやってみる事も必要で、一つずつ体験や経験が積み上がっていくものではないかなと思う。今、何のために働くか問われたら、住宅ローンを返し、子供を大学に通わせ卒業させるためと答える。仕事は生活を維持していくために必要なものであり、働き、暮らしていくなかで人生の目標が見えてきたり、新たな価値が生まれてくる事もある。5月病について考えてみた。（PTA等共済室：話しているうちにラーメン伸びるぞ吉谷）